

## 令和2年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

～新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象となります～ 2020年9月 令和2年7月豪雨被災要件の追記

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒の学資負担者（※）が、勤務先の会社等の経営況の悪化や傷病に伴う家計急変（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。（転職、離婚は含みません）

※生徒を扶養親族としている者です。大阪府内に在住する方に限ります。まずは学校へお問い合わせください。

### 失職

令和2年1月以降（令和2年度入学生で、令和元（2019）年度に私立小学校・中学校・中等教育学校・高等学校に在籍していなかった場合は平成31（2019）年4月以降）に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により学資負担者が失職し、令和2年4月以降も引き続き失職している場合⇒失職している期間（令和2年度内）の授業料の全額が減免されます。

### 著しい収入減

下記2点をいずれも満たす場合 ⇒ 令和2年度の授業料の2分の1が減免されます。

- ① 学資負担者の勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）に伴い、令和2年の総所得金額（見込）が令和元年の総所得金額の2分の1以下に減少していること
- ② 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額（※）を超えている場合であり、かつ令和2年の課税総所得金額（見込）が98万円に次の金額を加えた額（※）以下となっていること  
0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり 33万円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり 12万円

## 令和2年7月豪雨における被災生徒に対する著しい収入減 〈2020年9月追記〉

令和2年度7月豪雨に起因する事情により、収入が前年より著しく減少した場合（①②の両方または③④の両方）

- ① 令和2年の総所得金額見込額から令和2年7月豪雨による家屋（カーポート・門扉・塀・給湯器など家屋に付随するものを対象とし、家財や車を除く）に係る損害を復旧するために負担した費用の額（令和2年度の支出見込額を含み、保険金や市町村等の公的機関から災害復旧を目的として交付された補助金（支援金や助成金、無利子貸付金、利子補給金など）等による補てん額を除いた額）を差し引いた額が令和元年の総所得金額の2分の1以下になっていること。
- ② 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和2年の課税総所得金額（見込み）から家屋に係る損害を復旧するために負担した費用の額を差し引いた金額が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。  
・0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円・16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円
- ③ 令和2年7月豪雨に起因する事情により、令和2年の総所得金額見込額が令和元年の総所得金額の2分の1以下になっていること。
- ④ 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、令和2年の課税総所得金額（見込み）が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。  
・0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円・16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

〈必要な提出書類〉 ◆授業料減免申請書

◆令和元年の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類

・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書 等

◆罹災したことによって支出が増えたことを示す書類（すべて必要）

・罹災証明書 ・令和2年7月豪雨にかかる申立書

・復旧に要する費用を証明する書類（見積書、領収書等の写し及び家屋の写真）任意様式

◆令和2年の所得（見込み）を証明する書類（いずれか一つ）

・令和2年分源泉徴収票

・給与支給者又は税理士等の第三者による所得（見込）証明書 等